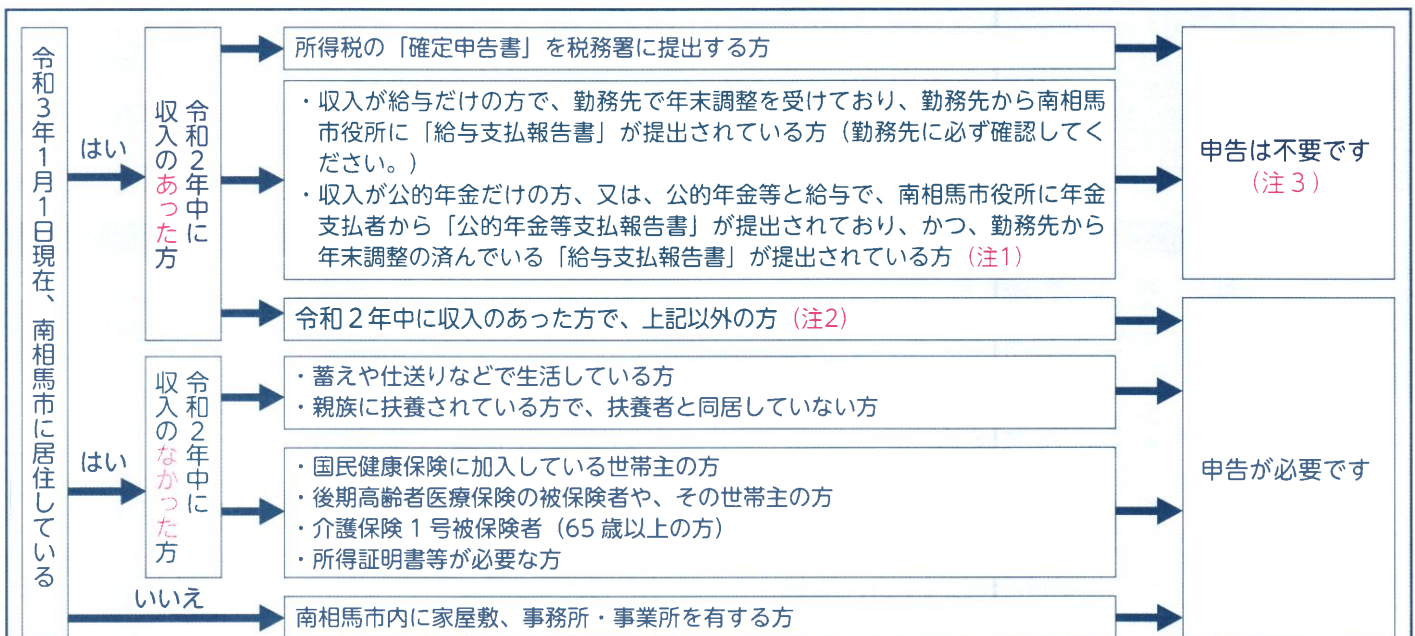


# 令和3年度市民税・県民税申告の手引

市民税・県民税申告は、令和3年1月1日現在、住民票をおく市町村に提出します。この申告は、市民税・県民税を算定する基礎となるほか、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定や、所得証明書の資料になる重要な手続きです。申告が必要となる方は3月15日（月）までに必ず提出してください。

◎申告の要・不要は、このフロー図で判断してください。



- 注1** 公的年金の源泉徴収票に記載の扶養対象者などに変更のある方や、社会保険料などの控除を受けたい方は、申告が必要です。
- 注2** 下記①②の方は、所得税の確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告が必要となります。
- ①給与等のすべてについて所得税が源泉徴収されている給与所得者で、  
 (ア) 1か所から給与を受けていて、年末調整済みの給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の方。  
 (イ) 2か所以上から給与を受けていて、年末調整済みの主たる給与所得及び退職所得以外に、所得やたまる給与の収入がありその合計額が20万円以下の方。  
 ※(ア)(イ)とも、年末調整した場合はその控除額に変更のない方。
- ②公的年金等収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下の方。
- 注3** この欄に該当し、市民税・県民税の申告書が郵送された場合、①「確定申告書を提出する方」は申告書の裏面「適用特例条文・特記事項等」の欄に「確定申告書提出」と記入、②「給与支払報告書が、勤務先から南相馬市役所に提出されている方」は申告書の裏面「適用特例条文・特記事項等」の欄に「給与支払報告書提出済」と記入し、南相馬市役所税務課に提出してください。(郵送可)

## ◆賠償金や給付金などの税法上の取扱いについて

非課税所得については、市民税・県民税申告の必要はありません。  
 東京電力(株)から支払いを受けた仮払補償金は、東京電力(株)と被害者との間で、本賠償の合意に至った日の年の収入として申告してください。

賠償金等の区分	課税・非課税	所得区分	収入があったとされる年
●避難生活等による精神的損害に対する賠償金	非課税 (申告不要)		
●生命・身体的損害に対する賠償金			
●検査費用(人、家事用資産のもの)に対する賠償金			
●避難・帰宅費用、一時立入費用に対する賠償金			
●転居費用に対する賠償金			
●通勤費増加額に対して支払いを受ける賠償金			
●雇用保険の失業等支給金			
●生活再建支援金			
●義援金、災害弔慰金			
●事業等の損害のうち、追加的費用にかかるものに対する賠償金	課税 (申告要)	事業所得	原則、合意書を提出した日の年、ただし、継続して支払いを受ける減収分に対する賠償金は、補償対象期間に応じた年の年収としても差し支えない。
●検査費用(物)のうち、業務用資産及び棚卸資産にかかるものに対する賠償金			一時所得
●事業等の損害のうち、減収分に対して支払いを受ける賠償金			
●給与等の減収分に対して支払いを受ける賠償金			

申告書の提出期限は **3月15日(月)** です

郵送先 〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地 南相馬市役所 税務課市民税係  
 問合せ先 南相馬市役所 税務課市民税係 電話 0244-24-5226

# 市民税・県民税申告相談会・所得税確定申告書作成会日程

期 間	場 所	受付時間
2/9(火)～2/12(金) ※平日のみ開催	小高生涯学習センター 「浮舟文化会館」【多目的ホール】 (住所：南相馬市小高区本町二丁目 89-1)	○午前8時30分～ 定員になり次第終了
2/16(火)～3/1(月) ※平日のみ開催	原町生涯学習センター 「サンライフ南相馬」【集会室】 (住所：南相馬市原町区小川町 322-1)	受付人数は1日あたり 110人となります。 ※定員になり次第受付 終了しますのでご了承 ください。
3/3(水)～3/15(月) ※平日のみ開催 ※3/15(月)は午前のみ	鹿島農村環境改善センター 「万葉ふれあいセンター」【大会議室】 (住所：南相馬市鹿島区寺内字迎田 22)	

※上記の会場では、所得税の申告書作成会も行います。ただし、青色申告、所得控除の雑損控除や税額控除の住宅借入金等特別控除（初年度）がある方の確定申告、土地、建物、株式等の譲渡所得、山林所得、消費税、過年分などの確定申告の相談は受付出来ません。該当される方は、相馬税務署が開設する確定申告書作成会場をご利用ください。

※申告相談会を開催している間は、市役所税務課と各区役所市民総合サービス課での申告相談や申告書の提出はできません。申告相談会会場へお越しください。

※2月15日(月)・3月2日(火)は会場移設作業のため、申告相談や申告書提出はできません。

※昨年度より、自署した確定申告書は受付できません。相馬税務署宛に郵送または下記の確定申告書作成会場に提出してください。

## 相馬税務署が開設する確定申告書作成会場

期 間	場 所	受付時間
2月1日(月)～3月15日(月) ※土・日・祝を除く 電話 0244-36-3111 (相馬税務署)	相馬市振興ビル (JR 相馬駅南側) (住所：相馬市中村字塚ノ町65-16)	午前9時～午後4時

## 持参する資料等

1. 印鑑、郵送された市民税・県民税申告書 ※申告書は2/3発送予定（前年申告者等に対し郵送します。）  
（申告書は、申告相談会会場に用意していますので、無くても受付可能です。なお、南相馬市のホームページからもダウンロードできます。）
2. 給与・公的年金等の源泉徴収票や給与明細など、令和2年中の収入がわかる書類
3. 営業・農業・不動産所得があった方は、収支計算書や帳簿類（収入や経費がわかる書類）
4. 令和2年中に支払った生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費控除の明細書
5. 令和2年中に支払った国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料や国民年金保険料などの領収書や市が発行する社会保険料控除対象額のお知らせ
6. 寄附金控除を受ける方は、寄附先が発行する寄附金受領証明書
7. 障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉事務所が発行する障害者控除対象者認定書
8. 東京電力(株)から就労不能補償や営業・農業・不動産所得の減収分に対する賠償金の支払いを受けている場合は、その明細書又は賠償金額がわかる書類
9. マイナンバーカード又は通知カード（通知カードの場合は身分を証明するもの。例、運転免許証、健康保険の被保険者証など）  
※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者の申告をする場合、該当者の個人番号を確認できるものも持参ください。
10. 「確定申告のお知らせ」はがき又は封書（税務署から送付された方のみ）

## 申告書は郵送でも提出できます

入院や市外に避難しているなどの理由で申告相談会会場へお越しになれない場合は、郵送にて申告書を提出してください。添付する資料や書き方は下表のとおりです。

確定申告書を提出する方	申告書裏面の「適用特例条文・特記事項等」の欄に「確定申告書提出」と記入し、提出してください。
給与・公的年金収入のあった方	源泉徴収票のコピーを添付してください。
営業・農業・不動産収入のあった方	「収支内訳書」を作成し、同封してください。
各種控除の申告をされる方	社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費、寄附金等の控除を受けるための証明書又は領収書のコピーを添付してください。
収入のなかった方	申告書裏面の「収入のなかった方の記入欄」の該当する項目を記入し、提出してください。

※添付する資料がある場合は、のり付けせずに同封してください。



# 申告書の書き方 記載例 (表面)

南相馬市長  
〒

## 令和3年度(2年分)市民税・県民税申告書

(兼 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料申告書)

世帯番号	
宛名番号	
電話番号	0244-24-5226
業種又は勤務先	(株)南相馬
世帯主の名	南相馬 太郎 (続柄 本人)

フリガナ	ミナソマ 知ウ
氏名	南相馬 太郎
生年月日	大・昭 31・7・6
個人番号(マイナンバー)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1

様

年 月 日提出

### 3 所得から差し引かれる金額に関する事(支払等を証明できる書類や証明書のコピー添付)

控除の種類	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
⑩ 雑損控除	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
⑪ 医療費控除	支払った医療費等 17,000 円	保険金などで補填される金額	<input checked="" type="checkbox"/> セルフメディケーションを選択する
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	国民健康保険料	支払った保険料 179,190 円
		介護保険料	60,950 円
⑭ 生命保険料控除	合計		240,140 円
	新生命保険料の計		旧生命保険料の計 120,000 円
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計
⑮ 地震保険料控除	介護医療保険料の計		30,000 円
	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計
⑯ 障害者控除	16 <input type="checkbox"/> 寡婦 17 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚	18 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	障害の程度 身体 精神 療育 戦傷 その他
⑳~㉑ 配偶者控除・配偶者特別控除	フリガナ 南相馬 マツオ 氏名 南相馬 松夫 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2	生年月日 昭・大 33・9・4 配偶者の合計所得金額 100,000 円	障害の程度 身体 精神 療育 戦傷 その他
㉒ 扶養控除 (平成17年1月1日以前生)	フリガナ 南相馬 マツオ 氏名 南相馬 松夫 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 2	生年月日 昭・大 11・1・14	同居・別居の区分 同居 続柄 父 控除額 38 万円
	フリガナ 南相馬 サキコ 氏名 南相馬 咲子 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 4	生年月日 昭・大 53・4・20	同居・別居の区分 同居 続柄 子 控除額 33 万円
	フリガナ 南相馬 ジウウ 氏名 南相馬 次郎 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 5	生年月日 昭・大 10・5・12	同居・別居の区分 同居 続柄 子の子 控除額 45 万円
	フリガナ 氏名 個人番号	生年月日 同居・別居の区分 続柄	
16歳未満の扶養親族	フリガナ 南相馬 ミライ 氏名 南相馬 未来 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 6	生年月日 平成 17・3・3	同居・別居の区分 同居 続柄 子の子
	フリガナ 氏名 個人番号	生年月日 同居・別居の区分 続柄	
	フリガナ 氏名 個人番号	生年月日 同居・別居の区分 続柄	
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「15」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	扶養控除額の合計	116 万円	

所得の種類	金額
1 事業所得	営業等 農業 240,000 円
2 所得金額	不動産 174,540 円
3 所得金額	配当 30,000 円
4 所得金額	給与 1,684,000 円
5 所得金額	雑 1,222,452 円
6 所得金額	総合譲渡・一時 0 円
7 所得金額	合計 3,110,992 円
8 所得金額	雑損控除 5,000 円
9 所得金額	医療費控除 240,140 円
10 所得金額	社会保険料控除 240,140 円
11 所得金額	小規模企業共済等掛金控除
12 所得金額	生命保険料控除 56,000 円
13 所得金額	地震保険料控除 25,000 円
14 所得金額	寡婦控除
15 所得金額	ひとり親控除
16 所得金額	勤労学生・障害者控除 300,000 円
17 所得金額	配偶者控除 330,000 円
18 所得金額	配偶者特別控除
19 所得金額	扶養控除 1,160,000 円
20 所得金額	基礎控除 430,000 円
21 所得金額	合計 2,546,140 円

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与(公的年金等)から差引き(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

○「個人番号」欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

○営業・農業・不動産収入がある方は、「収支内訳書」をあわせて提出してください。また、分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出して下さい。

※裏面にも記載する欄がありますから注意してください。



6 収入のなかった方の記入欄

1	あなたを扶養・仕送りしていた人の住所・氏名 住所 氏名 (続柄) 電話
2	学生でした 学校名 卒業予定 年 月 日
3	次のいずれかを受給していた。(該当するものに○) 遺族年金・障害年金・雇用(失業)保険 児童手当・その他( )
4	生活保護を受けていた。 支給期間 S・H・R ー R
5	貯金
6	その他(上記以外の理由)

7 給与所得の内訳(明細がある場合はコピー添付)  
(月給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください)

月	日	給 付	勤務 日数	月 収
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞 与 等				
合 計				
勤務先所在地				
勤務先名				
電話番号				

8 雑所得(公的年金等以外)に関する事項(支払調書や支払明細(証明)書等のコピー添付)

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
個人年金	J A 共済	126,000 円	111,000 円
配分金	シルバー人材センター	580,000	115,860
その他	農地復興組合※1	821,530	78,218

※1 農業経営者の方は、農業収入と合わせて「農業」で申告ください。

9 配当所得に関する事項(支払調書・年間取引報告書等のコピー添付)

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月日	収入金額	必要経費
株式配当	証券	R 2・12・1	30,000 円	0 円
		R . .		
		R . .		
		R . .		

10 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項(支払調書・年間取引報告書等のコピー添付)

配 当 割 額 控 除 額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、上の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

11 寄附金に関する事項(寄附金受領証明書のコピー添付)

都道府県、市町村分(特例控除対象)	寄附先名称	円
福島県の共同募進会、日本赤十字社福島支部、都道府県、市町村分(特例控除対象外)	福島県共同募進会	10,000
条例指定分	福島県	
	南相馬市	

支出した寄附金に応じて、各欄に寄附先名称・寄附金額を記入してください。「条例指定分」の「福島県」「南相馬市」の各欄には、福島県又は福島県の条例で指定された寄附先名称・寄附金額を記入してください。

適用特例条文・特記事項等
--------------

12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項(支払調書・支払明細書等のコピー添付)

総合譲渡	所得の生ずる場所		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
	短期	長期					
一時							
右上のケ・コ・サの金額を表面「1 収入金額等」のケ・コ・サの欄へ記入してください。							合計 ケ+[(コ+サ)×1.2] 8
右の8の金額を表面「2 所得金額」の8欄へ記入してください。							0 円

13 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・平	別居の場合の住所	専従者給与(控除)額
1					
2					
3					

14 事業税に関する事項

非課税所得金額	円
所得など	
損益通算の特例適用前の全労働所得	
事業用資産の譲渡損失など	
損失額、被災損失額(白)	
前年中の開始・廃止	
開 始	月 日
廃 止	月 日
他 都 道 府 県 の 事 業 所 等	

15 別居の扶養親族に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・平	特別障害者に該当する場合	職 度	別居の場合の住所
1	ミナモトマ マツコ					福島県南相馬市原町区本町2丁目27番地
2	南相馬 松夫					

16 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	明・大・平	特別障害者に該当する場合	職 度	別居の場合の住所

11 寄附金に関する事項

次の①～④の団体に対して行った寄附の合計額が2千円を超える場合に記入してください。  
 ① 都道府県・市区町村  
 ② 福島県共同募進会  
 ③ 日本赤十字社福島県支部  
 ④ 福島県又は南相馬市が条例により指定した団体等  
 ※①の団体に対して寄附を行った場合で、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けるため「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、ふるさと納税先団体が5団体を超えた場合には、ワンストップ特例制度の適用が受けられなくなります。また、確定申告や市民税・県民税申告をされる場合、寄附金に関する申告が必要となります。  
 ※証明書のコピー添付

12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

※「ケ」「コ」「サ」の金額を表面の「1 収入金額等」の該当欄に記入し、「⑧」の金額を表面の「2 所得金額」の該当欄に記入してください。

13 事業専従者に関する事項

生計を一にする配偶者やその他の親族(15歳以上)で、事業に専ら従事した者がいる場合に記入してください。ただし、配偶者控除、扶養控除と重複して適用することはできません。  
 控除額:「86万円(配偶者以外の場合は50万円)」又は「専従者控除額を差し引く前の所得金額÷(事業専従者の数+1)」のいずれか少ない方の金額

14 事業税に関する事項

事業を営んでいる方で該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。詳しくは、相双県税事務所へお問い合わせください。

15 別居の扶養親族に関する事項

別居の控除対象配偶者、扶養親族がいる場合に記入してください。

16 所得金額調整控除

次の①または②のいずれかに該当する場合、給与所得から一定の金額を控除します。  
 ※①に該当する方に就いて記入してください。(②に該当する場合は記入の必要はありません)  
 ① 給与等の収入850万円超かつ下記事由に該当する場合  
 ・本人が特別障害者に該当・23歳未満の扶養親族を有する  
 ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する  
 控除額:給与等の収入金額(上限1,000万円)-850万円×10%  
 ② 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金に係る雑所得の金額が10万円を超える場合  
 控除額:給与所得控除後の給与等の金額+公的年金に係る雑所得の金額-10万円

# 申告書の書き方 記載例(裏面)

適用特例条文・特記事項等

株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する場合(総合課税、申告分離課税、申告不要制度)は、その旨を明記してください。  
 ※納税通知書が送達される日までに、市民税・県民税の申告書を提出することにより選択することができます。

6 収入のなかった方の記入欄

収入がなかった方も、非課税証明書の交付や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定などの基礎資料になりますので、市民税・県民税申告をしてください。

7 給与所得の内訳

源泉徴収票等証明のない方(アルバイト、パート、日雇いなど)は記入してください。勤務先が一定しない場合は、主な勤務先について記入してください。  
 ※表面の「カ」に収入金額、「⑥」に給与所得の計算方法より算出した所得金額を記入してください。

8 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

※表面の「ク」に収入金額、「⑦」に収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を記入してください。

9 配当所得に関する事項

※表面の「オ」に収入金額、「⑤」に収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を記入してください。

10 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

上場株式等に係る配当所得、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等譲渡所得を申告し、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合に記入してください。  
 ※これらの所得を申告した場合は、合計所得金額に含まれ、扶養控除の適用可否を決める所得金額に反映されます。また、各種保険料等の算定基準に影響する場合もあります。

【利益配当金受領証や年間取引報告書を添付】

# 所 得 金 額

ア	①	事	営業等	小売業、製造業、建設業、飲食業などの事業経営による所得又は、大工、左官、外交員、集金人などから生ずる所得 ・所得金額：収入金額－必要経費 <span style="float: right;">【別紙収支内訳書(一般用)も提出】</span>																																																																																			
イ	②	業	農 業	米、野菜、果樹、花の栽培、家畜、採卵、肥育、酪農品の生産などから生ずる所得 ・所得金額：収入金額－必要経費 <span style="float: right;">【別紙収支内訳書(農業所得用)も提出】</span>																																																																																			
ウ	③		不 動 産	家賃、地代、駐車場代などの所得（土地や建物を賃貸する場合に受け取る権利金、敷金、更新料などを含みます。） ・所得金額：収入金額－必要経費 <span style="float: right;">【別紙収支内訳書(不動産所得用)も提出】</span>																																																																																			
エ	④		利 子	預貯金、公社債の利息などによる所得（源泉分離課税されているものは、申告不要です。） ・所得金額＝収入金額																																																																																			
オ	⑤		配 当	株式等の配当金、出資の配当金、剰余金の分配金などによる所得 ※一定の上場株式等以外の場合で、所得税は申告不要とされるものでも、市民税・県民税申告は必要です。 ※裏面の「配当所得に関する事項」にも記入してください。 ・所得金額＝収入金額－株式などの元本を取得するための負債の利子 <span style="float: right;">【源泉徴収票等支払明細のコピー添付】</span>																																																																																			
カ	⑥		給 与	給料、賃金、賞与又は事業専従者給与などの所得 ※源泉徴収票が発行されなかった方は、裏面の「給与所得の内訳」表内に記入してください。 ・給与所得の計算方法																																																																																			
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">給与等の収入金額(円)：A</th> <th style="width: 50%;">給与所得の金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>550,999円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>A－550,000円で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>1,070,000円</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>1,072,000円</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>1,074,000円</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円～1,799,999円</td> <td>B×2.4+100,000円で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円～3,599,999円</td> <td>B×2.8－80,000円で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>B×3.2－440,000円で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>A×0.9－1,100,000円で求めた金額</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td>A－1,950,000円 求めた金額</td> </tr> </tbody> </table>	給与等の収入金額(円)：A	給与所得の金額(円)	550,999円以下	0円	551,000円～1,618,999円	A－550,000円で求めた金額	1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	1,628,000円～1,799,999円	B×2.4+100,000円で求めた金額	1,800,000円～3,599,999円	B×2.8－80,000円で求めた金額	3,600,000円～6,599,999円	B×3.2－440,000円で求めた金額	6,600,000円～8,499,999円	A×0.9－1,100,000円で求めた金額	8,500,000円以上	A－1,950,000円 求めた金額																																																											
				給与等の収入金額(円)：A	給与所得の金額(円)																																																																																		
				550,999円以下	0円																																																																																		
				551,000円～1,618,999円	A－550,000円で求めた金額																																																																																		
				1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円																																																																																		
				1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円																																																																																		
				1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円																																																																																		
				1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円																																																																																		
				1,628,000円～1,799,999円	B×2.4+100,000円で求めた金額																																																																																		
1,800,000円～3,599,999円	B×2.8－80,000円で求めた金額																																																																																						
3,600,000円～6,599,999円	B×3.2－440,000円で求めた金額																																																																																						
6,600,000円～8,499,999円	A×0.9－1,100,000円で求めた金額																																																																																						
8,500,000円以上	A－1,950,000円 求めた金額																																																																																						
A÷4=B (千円未満切捨)																																																																																							
B×2.4+100,000円で求めた金額 B×2.8－80,000円で求めた金額 B×3.2－440,000円で求めた金額																																																																																							
A×0.9－1,100,000円で求めた金額 A－1,950,000円 求めた金額																																																																																							
【源泉徴収票や給与支払明細のコピー添付】																																																																																							
キ	⑦	雑	公 的 年 金 等	国民年金、厚生年金、恩給、公務員等共済組合などの所得 ※障害年金、老齢福祉年金、遺族年金等は非課税年金です。裏面の「6 収入のなかった方の記入欄」に記入してください。 ・公的年金等の所得の計算方法																																																																																			
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢区分</th> <th rowspan="2">公的年金の総収入額(円)：A</th> <th colspan="3">年金所得の金額(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">公的年金以外の所得の合計所得金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>1,000万以下</th> <th>1,000万超2,000万以下</th> <th>2,000万超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">65歳未満 { S31.1.1 } {以降生まれ}</td> <td>400,000まで</td> <td rowspan="3">0</td> <td rowspan="3">0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>500,000まで</td> <td rowspan="2">A－50万</td> <td>A－40万</td> </tr> <tr> <td>600,000まで</td> <td>A－40万</td> </tr> <tr> <td>60万超 130万以下</td> <td>A－60万</td> <td>A×0.75－17.5万</td> <td>A×0.75－17.5万</td> <td>A×0.75－7.5万</td> </tr> <tr> <td>130万超 410万以下</td> <td>A×0.75－27.5万</td> <td>A×0.85－58.5万</td> <td>A×0.85－58.5万</td> <td>A×0.85－48.5万</td> </tr> <tr> <td>410万超 770万以下</td> <td>A×0.85－68.5万</td> <td>A×0.95－145.5万</td> <td>A×0.95－135.5万</td> <td>A×0.95－125.5万</td> </tr> <tr> <td>770万超 1,000万以下</td> <td>A×0.95－145.5万</td> <td>A－195.5万</td> <td>A－185.5万</td> <td>A－175.5万</td> </tr> <tr> <td>1,000万超</td> <td>A－195.5万</td> <td>A－185.5万</td> <td>A－185.5万</td> <td>A－175.5万</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">65歳以上 { S31.1.2 } {以前生まれ}</td> <td>900,000まで</td> <td rowspan="3">0</td> <td rowspan="3">0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1,000,000まで</td> <td rowspan="2">A－100万</td> <td>A－90万</td> </tr> <tr> <td>1,100,000まで</td> <td>A－90万</td> </tr> <tr> <td>110万超 330万以下</td> <td>A－110万</td> <td>A×0.75－17.5万</td> <td>A×0.75－17.5万</td> <td>A×0.75－7.5万</td> </tr> <tr> <td>330万超 410万以下</td> <td>A×0.75－27.5万</td> <td>A×0.85－58.5万</td> <td>A×0.85－58.5万</td> <td>A×0.85－48.5万</td> </tr> <tr> <td>410万超 770万以下</td> <td>A×0.85－68.5万</td> <td>A×0.95－145.5万</td> <td>A×0.95－135.5万</td> <td>A×0.95－125.5万</td> </tr> <tr> <td>770万超 1,000万以下</td> <td>A×0.95－145.5万</td> <td>A－195.5万</td> <td>A－185.5万</td> <td>A－175.5万</td> </tr> <tr> <td>1,000万超</td> <td>A－195.5万</td> <td>A－185.5万</td> <td>A－185.5万</td> <td>A－175.5万</td> </tr> </tbody> </table>	年齢区分	公的年金の総収入額(円)：A	年金所得の金額(円)			公的年金以外の所得の合計所得金額					1,000万以下	1,000万超2,000万以下	2,000万超	65歳未満 { S31.1.1 } {以降生まれ}	400,000まで	0	0	0	500,000まで	A－50万	A－40万	600,000まで	A－40万	60万超 130万以下	A－60万	A×0.75－17.5万	A×0.75－17.5万	A×0.75－7.5万	130万超 410万以下	A×0.75－27.5万	A×0.85－58.5万	A×0.85－58.5万	A×0.85－48.5万	410万超 770万以下	A×0.85－68.5万	A×0.95－145.5万	A×0.95－135.5万	A×0.95－125.5万	770万超 1,000万以下	A×0.95－145.5万	A－195.5万	A－185.5万	A－175.5万	1,000万超	A－195.5万	A－185.5万	A－185.5万	A－175.5万	65歳以上 { S31.1.2 } {以前生まれ}	900,000まで	0	0	0	1,000,000まで	A－100万	A－90万	1,100,000まで	A－90万	110万超 330万以下	A－110万	A×0.75－17.5万	A×0.75－17.5万	A×0.75－7.5万	330万超 410万以下	A×0.75－27.5万	A×0.85－58.5万	A×0.85－58.5万	A×0.85－48.5万	410万超 770万以下	A×0.85－68.5万	A×0.95－145.5万	A×0.95－135.5万	A×0.95－125.5万	770万超 1,000万以下	A×0.95－145.5万	A－195.5万	A－185.5万	A－175.5万	1,000万超	A－195.5万	A－185.5万	A－185.5万	A－175.5万
				年齢区分			公的年金の総収入額(円)：A	年金所得の金額(円)																																																																															
					公的年金以外の所得の合計所得金額																																																																																		
						1,000万以下	1,000万超2,000万以下	2,000万超																																																																															
				65歳未満 { S31.1.1 } {以降生まれ}	400,000まで	0	0	0																																																																															
					500,000まで			A－50万	A－40万																																																																														
					600,000まで				A－40万																																																																														
					60万超 130万以下	A－60万	A×0.75－17.5万	A×0.75－17.5万	A×0.75－7.5万																																																																														
					130万超 410万以下	A×0.75－27.5万	A×0.85－58.5万	A×0.85－58.5万	A×0.85－48.5万																																																																														
410万超 770万以下	A×0.85－68.5万	A×0.95－145.5万	A×0.95－135.5万		A×0.95－125.5万																																																																																		
770万超 1,000万以下	A×0.95－145.5万	A－195.5万	A－185.5万	A－175.5万																																																																																			
1,000万超	A－195.5万	A－185.5万	A－185.5万	A－175.5万																																																																																			
65歳以上 { S31.1.2 } {以前生まれ}	900,000まで	0	0	0																																																																																			
	1,000,000まで			A－100万	A－90万																																																																																		
	1,100,000まで				A－90万																																																																																		
	110万超 330万以下	A－110万	A×0.75－17.5万	A×0.75－17.5万	A×0.75－7.5万																																																																																		
	330万超 410万以下	A×0.75－27.5万	A×0.85－58.5万	A×0.85－58.5万	A×0.85－48.5万																																																																																		
	410万超 770万以下	A×0.85－68.5万	A×0.95－145.5万	A×0.95－135.5万	A×0.95－125.5万																																																																																		
770万超 1,000万以下	A×0.95－145.5万	A－195.5万	A－185.5万	A－175.5万																																																																																			
1,000万超	A－195.5万	A－185.5万	A－185.5万	A－175.5万																																																																																			
【公的年金等の源泉徴収票のコピー添付】																																																																																							
ク			そ 他	郵便局年金契約、生命保険契約等に基づく年金（個人年金）、互助年金、内職、講演料、シルバー人材センターの配分金や農地復興組合の交付金など、ほかのいずれの所得にも該当しない所得 ※裏面の「8 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」にも記入してください。 ・所得金額：収入金額－必要経費 <span style="float: right;">【源泉徴収票や支払明細のコピー添付】</span>																																																																																			
				【源泉徴収票や支払明細のコピー添付】																																																																																			
ケ	⑧	合	短 期	土地、建物以外の自動車や機械などの資産を取得の日以降5年以内に譲渡することによる所得 ※裏面の「12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記入してください。 ・所得金額：収入金額－必要経費－特別控除 ㊦																																																																																			
コ			長 期	土地、建物以外の自動車や機械などの資産を取得の日以降5年を超えて譲渡することによる所得 ※裏面の「12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記入してください。 ・所得金額：(収入金額－必要経費－特別控除)×1/2 ㊦																																																																																			
サ			一 時	生命保険や損害保険等の満期払戻金や解約金などの所得 ※裏面の「12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記入してください。 ・所得金額：(収入金額－必要経費－特別控除)×1/2 ㊦ <span style="float: right;">【支払通知書などのコピー添付】</span>																																																																																			

㊦：特別控除は最高50万円（収入金額から必要経費を差引いた金額が50万円未満の場合はその金額）



# 所得から差し引かれる金額

⑩	雑損控除	災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合【保険金で補填される金額の証明書や災害関連支出の領収証などの添付】 控除額：「損害金額－保険金等で補填される金額－（総所得金額等×10%）」と「災害関連支出の金額－5万円」のいずれかが多い方の金額																																														
⑪	医療費控除	本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費又は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 医療費控除額：支払った医療費の額－保険金等で補填される金額－（総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない方の金額） <限度額200万円> セルフメディケーション税制による控除額：特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補填される金額－1.2万円 <限度額88,000円> ※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例は、従来の医療費控除との選択適用となります。選択する場合は、該当欄にチェックを入れてください。なお、選択した控除を、変更することはできません。【領収証、定期健康診断の結果通知表等のコピー添付】																																														
⑫	社会保険料控除	本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、厚生年金、雇用保険、介護保険などの社会保険料を支払った場合 控除額：支払った金額又は給与等から控除された金額 【領収証等のコピー添付】																																														
⑬	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく第1種共済契約金及び地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金を支払った場合 控除額：支払った金額 【掛金払込証明書等のコピー添付】																																														
⑭	生命保険料控除	本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">新生命保険料 介護医療保険料 新個人年金保険料</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料等の金額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払保険料等の金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払保険料等の金額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧生命保険料 旧個人年金保険料</td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料等の金額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払保険料等の金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新・旧両方の保険契約等がある場合</td> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払保険料等の金額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料の区分	年間の支払保険料等	控除額	新生命保険料 介護医療保険料 新個人年金保険料	12,000円以下	支払保険料等の金額	12,001円～32,000円	支払保険料等の金額×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払保険料等の金額×1/4+14,000円	旧生命保険料 旧個人年金保険料	56,001円以上	28,000円	15,000円以下	支払保険料等の金額	15,001円～40,000円	支払保険料等の金額×1/2+7,500円	新・旧両方の保険契約等がある場合	40,001円～70,000円	支払保険料等の金額×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円	それ以外の控除ごとに①新契約のみで申告、②旧契約のみで申告、③新旧両契約で申告のいずれかを選択できます。※③を選択する場合は、それぞれの合計額が申告額となります。<限度額28,000円>																							
保険料の区分	年間の支払保険料等	控除額																																														
新生命保険料 介護医療保険料 新個人年金保険料	12,000円以下	支払保険料等の金額																																														
	12,001円～32,000円	支払保険料等の金額×1/2+6,000円																																														
	32,001円～56,000円	支払保険料等の金額×1/4+14,000円																																														
旧生命保険料 旧個人年金保険料	56,001円以上	28,000円																																														
	15,000円以下	支払保険料等の金額																																														
	15,001円～40,000円	支払保険料等の金額×1/2+7,500円																																														
新・旧両方の保険契約等がある場合	40,001円～70,000円	支払保険料等の金額×1/4+17,500円																																														
	70,001円以上	35,000円																																														
		【控除証明書のコピー添付】																																														
⑮	地震保険料控除	本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族が常時居住している家屋を保険の目的とし、かつ地震等を原因とする火災等により生じた損失額を補填する保険金が支払われる地震保険料を支払った場合<限度額25,000円>																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料の区分</th> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険のみ加入</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払った保険料の1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧長期損害保険のみ加入</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>保険料の1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料の区分	年間の支払保険料等	控除額	地震保険のみ加入	50,000円以下	支払った保険料の1/2	50,001円以上	25,000円	旧長期損害保険のみ加入	5,000円以下	支払った保険料の全額	5,001円～15,000円	保険料の1/2+2,500円	15,001円以上	10,000円	1つの保険で地震保険と旧長期損害保険が備わっている保険に加入 地震保険控除と旧長期損害保険控除のどちらかを選択																														
保険料の区分	年間の支払保険料等	控除額																																														
地震保険のみ加入	50,000円以下	支払った保険料の1/2																																														
	50,001円以上	25,000円																																														
旧長期損害保険のみ加入	5,000円以下	支払った保険料の全額																																														
	5,001円～15,000円	保険料の1/2+2,500円																																														
	15,001円以上	10,000円																																														
		【控除証明書のコピー添付】																																														
⑯	寡婦、ひとり親控除	申告者本人が次に該当する場合																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寡婦</td> <td>・夫と死別又は離婚後婚姻していない人で、扶養親族がいる人又は生計を一にする親族である子を有する人（子の前年中の総所得金額等は48万円以下） ・夫と死別後婚姻していない人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親</td> <td>前年中の合計所得金額が500万円以下で、現在婚姻関係を結んでいる者がいない、かつ、同一生計である子を有する人（子の前年中の総所得金額等は48万円以下）</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	控除額	寡婦	・夫と死別又は離婚後婚姻していない人で、扶養親族がいる人又は生計を一にする親族である子を有する人（子の前年中の総所得金額等は48万円以下） ・夫と死別後婚姻していない人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人	26万円	ひとり親	前年中の合計所得金額が500万円以下で、現在婚姻関係を結んでいる者がいない、かつ、同一生計である子を有する人（子の前年中の総所得金額等は48万円以下）	30万円																																					
区分	内容	控除額																																														
寡婦	・夫と死別又は離婚後婚姻していない人で、扶養親族がいる人又は生計を一にする親族である子を有する人（子の前年中の総所得金額等は48万円以下） ・夫と死別後婚姻していない人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人	26万円																																														
ひとり親	前年中の合計所得金額が500万円以下で、現在婚姻関係を結んでいる者がいない、かつ、同一生計である子を有する人（子の前年中の総所得金額等は48万円以下）	30万円																																														
⑰	勤労学生控除	本人が学生・生徒で合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合 控除額：26万円 【在学証明書や学生証のコピー添付】																																														
⑱	障害者控除	本人又は控除対象配偶者、扶養親族が障害者の場合 【障害者手帳・福祉事務所発行の障害者控除対象者認定書のコピー添付】																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>身体障害者手帳等の種別</th> <th>控除額</th> <th>同居</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>身体障害者手帳3～6等級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など</td> <td>26万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>身体障害者手帳1～2等級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など</td> <td>30万円</td> <td>53万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	身体障害者手帳等の種別	控除額	同居	障害者	身体障害者手帳3～6等級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など	26万円	-	特別障害者	身体障害者手帳1～2等級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など	30万円	53万円																																		
区分	身体障害者手帳等の種別	控除額	同居																																													
障害者	身体障害者手帳3～6等級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など	26万円	-																																													
特別障害者	身体障害者手帳1～2等級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など	30万円	53万円																																													
⑳	配偶者控除	同一生計配偶者（本人と生計を一にする配偶者で合計所得金額が48万円以下）で、納税義務者の合計所得が1,000万円以下の場合																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者（昭和26年1月2日以降生まれ）</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人配偶者（昭和26年1月1日以前生まれ）</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	納税義務者の合計所得			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	配偶者（昭和26年1月2日以降生まれ）	33万円	22万円	11万円	老人配偶者（昭和26年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円																															
区分	納税義務者の合計所得																																															
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																													
配偶者（昭和26年1月2日以降生まれ）	33万円	22万円	11万円																																													
老人配偶者（昭和26年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円																																													
㉑	配偶者特別控除	本人と生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円未満で、納税義務者の合計所得が1,000万円以下の場合																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得</th> <th rowspan="2">配偶者の所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,001円～1,000,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> <td>1,200,001円～1,250,000円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> <td>1,250,001円～1,300,000円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> <td>1,300,001円～1,330,000円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の所得金額	納税義務者の合計所得			配偶者の所得金額	納税義務者の合計所得			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	480,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円
配偶者の所得金額	納税義務者の合計所得			配偶者の所得金額	納税義務者の合計所得																																											
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																									
480,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円																																									
1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円																																									
1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円																																									
1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円																																									
㉒	扶養控除	本人と生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の人を扶養している場合																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th rowspan="2">所得金額</th> <th rowspan="2">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①老人扶養（昭和26年1月1日以前生まれ/70歳以上）</td> <td>38万円</td> <td rowspan="5">2,400万円以下</td> <td rowspan="5">43万円</td> </tr> <tr> <td>②同居老親等扶養（①のうち本人又は配偶者と同居している直系尊属）</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>③一般扶養（昭和26年1月2日～平成10年1月1日生まれ/23歳以上70歳未満）</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>④特定扶養（平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれ/19歳以上23歳未満）</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>⑤一般扶養（平成14年1月2日～平成17年1月1日生まれ/16歳以上19歳未満）</td> <td>33万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	所得金額	控除額	①老人扶養（昭和26年1月1日以前生まれ/70歳以上）	38万円	2,400万円以下	43万円	②同居老親等扶養（①のうち本人又は配偶者と同居している直系尊属）	45万円	③一般扶養（昭和26年1月2日～平成10年1月1日生まれ/23歳以上70歳未満）	33万円	④特定扶養（平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれ/19歳以上23歳未満）	45万円	⑤一般扶養（平成14年1月2日～平成17年1月1日生まれ/16歳以上19歳未満）	33万円	㉓	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> </tbody> </table>	所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円																				
区分	控除額	所得金額	控除額																																													
①老人扶養（昭和26年1月1日以前生まれ/70歳以上）	38万円			2,400万円以下	43万円																																											
②同居老親等扶養（①のうち本人又は配偶者と同居している直系尊属）	45万円																																															
③一般扶養（昭和26年1月2日～平成10年1月1日生まれ/23歳以上70歳未満）	33万円																																															
④特定扶養（平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれ/19歳以上23歳未満）	45万円																																															
⑤一般扶養（平成14年1月2日～平成17年1月1日生まれ/16歳以上19歳未満）	33万円																																															
所得金額	控除額																																															
2,400万円以下	43万円																																															
2,400万円超2,450万円以下	29万円																																															
2,450万円超2,500万円以下	15万円																																															
16歳未満の扶養親族	合計所得金額が48万円以下の16歳未満（平成17年1月2日以降生まれ）の扶養親族がいる場合 （扶養控除は廃止されましたが、税額の計算に用います。）																																															